

## 第36回 家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和4年9月29日（木）午後1時30分から午後3時まで

### 2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

### 3 出席者

浜本章子（委員長）、池田由實、上山幸正、梅垣晃一、大野友也、岡本明浩、  
諏訪原裕子、早山眞一郎、福田聖人、松屋裕子（敬称略、五十音順）

### 4 議事

#### (1) 委員長選任

互選により浜本章子委員が委員長に選任された。

#### (2) 委員自己紹介

#### (3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 「家事調停委員に相応しい人材の確保について」

説明 鹿児島家庭裁判所首席書記官 前田 正志

2 質疑応答、意見交換 (□委員長、○学識経験者、◎法曹委員、◇裁判所)

- 定年延長もあり、調停委員に応募いただく方も少ない。人材の開拓に窮しているため、皆様のお知恵を拝借したい。
- 説明にもあったかもしれないが、調停委員の募集の具体的な手続はどのようなものか。また、調停委員をどのように募集しているのか。
- ◇ 具体的には、現職の調停委員から相応しいと思われる方に個別にアプローチしていただいたり、弁護士会、公認会計士会などの推薦母体に個別に伺って推薦のお願いをするというような対応を行っている。
- 今までのやり方では、定年が延長されたことなどもあり、現在では調停委員の確保が難かしくなっているということか。
- 裁判所が持っている調停委員を確保するためのルートは限られているので、どのようにして相応しい方を探すか悩ましい。本庁のある鹿児島市以外の裁判所でも苦勞している状況にある。調停委員に相応しい方を確保するためにどのようなアプローチが考えられるかについて、皆様から御意見をいただきたい。
- 例えば、調停制度の利用者の声を聞いたり、アンケートを行うことはしていないのか。また、調停の成立率が高い、低いといったデータは把握しているのか。
- ◇ 調停成立などで解決した率はおおむね5～6割で、鹿児島家裁本庁では全体の半分は解決に至っている。また、管内支部では約7割といったところもある。  
なお、利用者の声や満足度について、調停終了後にアンケートなどは行っていない。
- 調停利用者の声については非常に関心を持っている。
- ◎ 代理人として調停に参加していて、確かに調停委員としての発言等について違和感を覚えることはある。例えば、自身の考えを押し付けたり、都合のよい聴き

取りを行って、自らの型にはめるような進め方をされる場合である。また、離婚調停事件で、調停委員から当事者が間違った考え方を刷り込まれることがあり、委員の公平性や知識を疑うこともある。

調停委員ごとの担当数は分かるのか。

- ◇ 各調停委員の御事情により、担当事件数は均一ではないが、年間の調停事件数を調停委員数で割ると、鹿児島家裁本庁は1人年間平均25件である。管内支部では10～20件程度、出張所は5～10件程度となる。
- 調停委員が、相談のみならず解決に至る手続にどのように関わるかを知りたい。
- ◇ 調停委員2名と裁判官1名で調停委員会を構成する。調停委員は、事情聴取と説得を含む調整、合意による解決のあっせん役を担っており、当事者間の共有領域を増やし、対立領域を減らすのが解決に至る手法である。つまり、相手への寛容を醸成していくといったことが、典型的な調停のやり方である。訴訟や裁判とは全く異なるプロセスである。なお、調停委員が裁判に関わることは無い。
- 合意に至れば、約束事が書面化された調停調書を作成する。これは、判決と同じ効力を持つものである。
- 私は現調停委員として、ある程度法律的なわきまえを持ちつつ調停を進めているが、調停委員はエネルギーを使う仕事である。重い職責に耐えられる方でなければ、自分の考えを押し付けて進めようとするのではないか。そのように考えれば、個別のアプローチや推薦団体へのアプローチ以外に、よいアイデアはなかなか浮かばない。いろいろな紛争が解決に至る喜びを伝えられればよいとは思いますが、難しい。
- ◎ 調停では、基本的に、申立人と相手方の意見を入れ替わりで聴くので、自分を間に置いて、お互いの考えをバイアスをかけずに伝え合うコミュニケーション能力がある調停委員であればありがたいと感じる。調停の場で、争点の解決に向けて、柔らかく進めていける方がいるとありがたい。

□ 調停の現状をお聞きいただいて、例えば、どのような団体にアプローチすれば適任者がいらっしゃるか、心当たりがあればお聞かせいただきたい。

○ 民生委員に調停委員についてのチラシを配布するなどの方法があるのではないかと。

○ 国際ソロプチミストに所属しているが、一番活躍している世代は70代である。ほかにロータリークラブやライオンズクラブにも携わっており、募集の連絡をいただければ、メンバーの中には顔の広い方もいらっしゃるのでは、御推薦いただけるのではないかと。ただし、各方面からいろいろな依頼が来るので、書面だけの依頼ではなく、実際に事務所を訪問していただいた方がよいと思う。

調停委員として相応しい方かどうか、裁判所ではどのように選任されているのか。

◇ 選任は年に2回、4月と10月に行っている。履歴書や推薦状などの書面を基に、委員としての資質や要件を見たあと、面接を行う。面接は裁判所内部の委員会で行う。最終選考の手続までに要する期間はだいたい2～3か月である。

□ 私も何度か委員の選任手続を行っている。面接の短時間の間でも威圧的な方だと感じたら、選任に至るのは難しい。

裁判所に手続に来られる方、困っている方は、自分の抱える紛争や問題を解決したいと思って裁判所に来られているので、威圧的な方は調停委員には相応しくないとと思われる。

○ 傾聴力ということであれば、保育士や幼稚園教諭等、幼児に対応できる方は適任だし、相応しい人材ではないかと思う。

○ 調停委員イコール教師と読み替えて説明を聞いていた。いろいろな方がいる社会ではあるが、離婚訴訟に携わっていた歌人の方が、離婚の話を書くときに、不貞行為をした方に「下手なことをしたねえ。」と声を掛けるが、決して責めることはしないと聞いたことがある。今回のテーマを見て、家事調停委員について書かれた本を探してみたが、全体的に少ないと感じた。図書館には無く、結局通販

サイトで家事調停委員経験者の回想録を購入した。外国人からの話の聴き取りなど苦労したとの内容であった。家事調停委員の仕事についての情報が無いことがハードルを上げているのではないか。私は私立学校協会という組織に属しており、その中でいろいろと役割を持っているが、同じ組織内では役割を割り当てやすいので、団体推薦というのはそのような意味もあると思う。私立学校協会では理事長・校長が集まるし、校長会などは適任者がいるのではないか。

- 学校の先生は、人生経験も多く、子どもたちの家庭も見てきているので経験豊富な方が多いと思う。

説明のグラフの中にあっただが、宗教家も良い人材ではないかと思う。僧侶の方が相談事を傾聴する場面を見たことがあるが、傾聴力に長けた方だと思った。

- 人から話を聞くという意味では、警察官も良いのではないかと思うが、いかがか。

- ◎ 事件とまではいかななくても、警察署へ行って相談をするという人は多いと思う。その中で、話を聞いて様子を見ましようとして声をかけることも多い。第一線の警察官は適任ではないかと思う。

- 以前の勤務地で、元警察署長の方が調停委員をされていた。

- ◇ 現在の鹿児島県の調停委員の中には元警察官の方はいない。

- 税務署関係の方も調停委員にいる。元公務員は、公務員倫理について理解されていて、ハードルは高くないように思える。調停委員になってすぐに精力的に調停をやっていただくのは難しく、ベテランの委員に指導、助言してもらっているのが現状である。定年延長の関係で、60歳定年ではなく65歳、あるいはこの先70歳までとなるかもしれず、調停委員に選任されて5年くらい経ってベテランになったら、70歳の年齢制限に掛かってしまう。

- 年齢制限の点でいうと、人生100年という時代であり、70歳定年は時代にそぐわないのではないか。

- ◎ 70歳で調停委員を辞めても、参与員等引き続きされている方もいる。定年延

長を提案しても、現役の社会人が活躍しづらいのではないか。

調停委員に求める資質として人柄が良いことが挙げられるが、人柄が良いとは具体的にどのように定義されるか考えると、ソロプチミストやロータリー、ライオンズクラブ等の団体に働きかけることは良いことだと思う。

推薦団体ごとに定員があるのか。一人ひとりの団体推薦枠の定員を増やす方法はいかがか。

- 多くの庁で、調停委員の定員がいっぱいということは無く、余裕がある場合が多い。家事調停委員は男女一人ずつというところが大事である。委員からのお話は参考になった。保育園という意見も検討してみたい。
- 昨年12月に裁判手続のIT化やウェブ会議手続等が開始されているが、家事調停手続のウェブ会議はいつから始まるのか。
- 大規模庁を中心に試行が始まっており、九州では福岡でも運用が行われている。運用が進めば、いずれは鹿児島でもと期待している。これにより、特に利用者の利便性が増すのではと思っている。
- 本日は非常に貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。